

2016年3月29日

国立大学法人徳島大学長 香川 征 殿

国立大学法人徳島大学理事（研究担当） 野地 澄晴 殿

徳島大学教職員労働組合
中央執行委員長 齊藤 隆仁

「平成28年度安全保障技術研究推進制度」公募について（通知） に関する質問

質問項目① 「防衛省や防衛産業のための研究等への基本的な対応方針」を、どこでどのように検討し、どのような方針を立てられたのか質問いたします。

質問項目② 標記「公募について（通知）」文書では、「応募に際し学内での事前審査を行う」とされていますが、⑦具体的にだれが（どういう組織が）どのような基準で審査を行うのか、④またその議事録は公開されるのか否かについて、質問いたします。

質問の背景と趣旨の説明

組合では、防衛省による研究公募開始を受けて、昨年8月5日に、「軍学共同に対する徳島大学の対応についての質問状」を提出し、8月31日付で大学側より回答を得ました。それによると、「防衛省や防衛産業のための研究等への基本的な対応方針について、まず、研究戦略室で検討することとしており、その結果を踏まえ、大学としての対応を決定することとしている。なお、検討の結果、規程等の整備が必要であれば、その制定について検討することとなる」とのことでした。

そして、今年3月25日（金）付で、標記「公募について（通知）」文書が全学教員に配信されました。これはつまり、「大学としての対応」が決定されたからであると理解します。そこで、上記二つの質問をいたしたく、質問状を送付するものです。

学長の交代が関わる年度の切り替わりで、たいへんご多忙のこととは存じますが、おおむね1か月以内（4月末ごろまで）のご回答を希望します。

組合としての立場と懸念

一昨年末の「特定秘密保護法」施行、昨年4月の国立大学への「日の丸掲揚・君が代斉唱要請」に続き、この3月末より「安保法」が施行されるなど、国家主義的な体制の強化が懸念される状況です。そうした状況下で、防衛省の研究費を利用することは、大学が軍

事研究に加担することにつながるのではないかと強く懸念します。

防衛省や米軍から資金援助を受けたり、それらと共同研究を行ったりする「軍学共同」の口実として、しばしば「科学の両義性（デュアルユース）」という点がもちだされます。科学の両義性については今や広く周知のこととなっています。しかし、この点や「学問の自由」を根拠にすればなんでも行ってよいということにはならないと考えます。科学者の果たすべき社会的責任は研究の実施そのものだけでなく、その結果の使途にまで及ぶと考えるべきではないでしょうか？

今回の公募は防衛装備庁によるもので、「制度の概要」のところに「装備品への適用面から着目される大学（中略）等における独創的な研究を発掘し」と明記されています。得られた研究成果が、たとえさしあたり民生利用されるもの、あるいは災害時に役立つようなものだとしても、いずれ軍事装備品に転用されることは明白ではないでしょうか？

また、今回の公募でも「研究成果の公開が原則」とされていますが、防衛省や関係機関による資金が大学に入ってくると、軍事研究という性質上、内容が十分には公開できないケースが増えることも懸念されます。また、公募要領の「知的財産権」の項には「一定の条件の下、委任相手方（採択者）に帰属」とありますが、この「一定の条件の下」という限定が問題で、こうした性質や条件をもつ公募に応じることは、大学の公共財としてのあり方、社会に対する説明責任という観点からも憂慮されるどころです。

さらに、近年成立・施行された特定秘密保護法によって、当該研究者の研究活動や行動が大きく制約される恐れもなしとはしません。

以上のことから、この種の公募への応募に際しては慎重さや厳重な歯止めが必要だと考えます。この点、上記通知文にも、「本制度への申請については、応募に際し学内での事前審査を行います」との注記があります。しかし、この審査自体がいわゆる「密室」で行われたのでは、「公共財」としての大学の説明責任は果たせないと考えられます。

そこで、上記質問によって、大学としての基本方針を社会的に明らかにしたうえで（質問①）、審査がどういう部署で、どのような構成員によって、どのような基準によって執り行われるのかを明らかにしたい（質問②ア）と考えています。また、具体的な審査過程が客観的な検証に堪えるものであるためには、議事録が公表されるべきであると考えています（質問②イ）。